

横浜美術大学同窓会「クローバー・ベル会」会則

平成 24 年 12 月 6 日制定

平成 29 年 3 月 18 日改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、横浜美術大学同窓会「クローバー・ベル会」と称する。

(本部)

第 2 条 本会は、本部を神奈川県横浜市青葉区鴨志田 1204 横浜美術大学内に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、会員相互の親睦をはかり、母校の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成及び管理
- (2) 講演会、研究会及び展覧会等の開催
- (3) 母校の事業に対する援助及び協力
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事項

第 2 章 会員

(会員)

第 5 条 本会は、次の会員をもって組織する。

(1) 正 会 員 横浜美術大学在學生及び卒業生（ただし、トキワ松女子短期大学・横浜美術短期大学の同窓会「ベル会」の会員も本会の正会員とする。）

(2) 副 会 員 横浜美術大学を中途退学した者で本人が希望し、総会の承認を経た者

(3) 特別会員 横浜美術大学在職教職員、退職教職員及び関係者

(会費)

第 6 条 会員は、第 2 7 条に定める終身会費を本会に納入しなければならない。ただし、正会員のうち、元「ベル会」の会員、または特別会員はこの限りではない。

(連絡先変更届)

第 7 条 会員は、連絡先の変更を本会または大学に報告しなければならない。

(除名)

第 8 条 会員として不適切な行為があった者は、総会の承認によりこれを除名することができる。

第 3 章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 10名程度（会長・副会長を含む）
- (4) 会計監査 2名

2 本会に名誉会長、顧問を置くことができる。

（役員を選出）

第10条 役員は、次の方法で選出する。

- (1) 会長は、理事の中から互選し、総会の承認を経て選出する。
- (2) 副会長は、理事の中から互選し、総会の承認を経て選出する。
- (3) 理事は、理事による推薦、または立候補により、総会の承認を経て選出する。
- (4) 会計監査は、理事の中から互選し、総会を経て決定する。
- (5) 名誉会長は、横浜美術大学学長を推す。
- (6) 顧問は、横浜美術大学教職員及び関係者の中から、総会の承認を経て、会長が委嘱する。

（役員の仕事）

第11条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を統括し、会議の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事は、会務を執行する。
- (4) 会計監査は、会計を監査する。

（役員の仕事）

第12条 役員の仕事は、2年とし再任は妨げない。ただし、欠員によって補充された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

（会議）

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とし会長が招集する。

（総会）

第14条 総会は正会員で組織する。

（総会の招集）

第15条 総会は、必要に応じて会長が招集することができる。ただし、正会員の3分の1以上から請求のあった場合は、会長はすみやかに臨時総会を招集しなければならない。

（議決権行使）

第16条 会員は委任により、総会の議決権を行使することができる。この場合には、これを出席とみなす。

(総会の議事録)

第17条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(総会の権限)

第18条 総会においては、次の事項を審議する。

- (1) 決算報告及び次年度予算
- (2) 事業報告及び計画
- (3) 役員の変更
- (4) 会則の改正
- (5) その他重要事項

(理事会)

第19条 理事会は、理事をもって構成し、総会の決定事項に基づき運営を行う。

(理事会の成立)

第20条 理事会は、会長が必要と認めたときに招集し、理事の過半数の出席をもって成立する。

2 委任状を提出した理事は、出席したものとみなす。

(理事会の権限)

第21条 理事会は、総会から委任された事項、総会に付議する事項、その他会務執行に必要な事項について審議し、執行する。

(理事会の議事録)

第22条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

第5章 会計

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(経費)

第24条 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってあてる。

(会費)

第25条 本会の終身会費は、10,000円とする。

2 会費の徴収は、横浜美術大学へ委託する。

3 納入した終身会費は、返納しない。

4 会員は、終身会費を本会に納入しなければならない。ただし、特別会員はこの限りではない。

(管理)

第26条 受け入れた金品は、預貯金等により保管する。

(出納)

第27条 会計帳簿、備品台帳、その他帳票類を作成し保管しなければならない。

第6章 補則

(支部)

第28条 要望があるときは、総会の承認を得て各都道府県に支部を設けることができる。

(細則)

第29条 会務の執行及び事業に必要な事項は、総会の承認を得て、細則を定めることができる。

附則

- 1 本会会則は、平成24年12月 6日から施行する。
- 2 同窓会「クローバー」は、平成24年12月 6日に設立されたものとする。
- 3 同窓会「クローバー」は、平成29年4月1日より同窓会「クローバー・ベル会」として新たに活動を開始する。